

少 第 1 号  
平成 17 年 1 月 4 日  
[改正 平成 19 年少第 481 号]

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

#### 「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」の実施について（通達）

非行少年又は不良行為少年として検挙・補導した児童生徒に係る学校等への連絡については、「少年警察活動規則」（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）、「岐阜県少年警察活動規程」（平成 14 年 12 月 24 日付け岐阜県警察訓令第 27 号）及び「非行少年等の学校等への連絡にあたっての留意事項」（平成 12 年 3 月 15 日付け少発第 45 号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、最近の厳しい非行情勢等を踏まえ、学校と警察が児童生徒の安全確保と問題行動に関して、自らの役割を果たしつつ問題の所在を相互に理解するとともに、連携して児童生徒の健全育成に対応するため、学校等連携機関との間における協定書により、次のとおり「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」（以下「本制度」という。）を実施することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

#### 第 1 本制度の趣旨

児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故等が多発する中で、少年の非行等問題行動が多様化、深刻化している現状を踏まえ、児童生徒の安全確保と問題行動に関し、学校と警察が連携し、保有する情報を相互に連絡することにより、児童生徒に対する適切かつ継続的指導を行い、もって、児童生徒の被害防止及び非行防止など健全育成に資することを目的とする。

#### 第 2 連携機関

- 1 岐阜県警察本部
- 2 県下各警察署
- 3 岐阜県教育委員会（以下「県教委」という。）
- 4 県立学校
- 5 市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）
- 6 県内の市町村立の高等学校、中学校、小学校（以下「市町村学校」という。）
- 7 岐阜県私立中学高等学校協会（以下「私立協会」という。）
- 8 県内の私立の高等学校、中学校（以下「私立学校」という。）
- 9 本制度の趣旨に賛同して警察署と協定を締結した学校

### 第3 制度の運用開始

- 1 県立学校及び私立協会加盟の私立学校については、平成17年4月1日から運用を開始する。
- 2 市町村教委と市町村学校等に関しては、「『岐阜県児童生徒健全育成サポート制度』の実施に伴う協定書の締結について」（平成17年1月4日付け少第3号）に基づき、各警察署長が管下市町村教育委員会教育長等と協定書を締結した日からとする。

### 第4 情報提供

#### 1 対象とする情報

- (1) 児童生徒の安全確保のための情報（以下「安全情報」という。）
  - ア 不審者に関する情報
  - イ その他児童生徒の安全を確保するために必要な情報
- (2) 児童生徒の問題行動に関する情報（以下「問題行動情報」という。）
  - ア 警察署から学校への連絡
    - (ア) 逮捕事案及び身柄通告（触法、ぐ犯）事案
    - (イ) 逮捕事案以外の非行事案等において、次の事由により、連携機関が連携して行動し、継続的に対応することが必要と認められる事案
      - a 事案の原因、動機が学校、交友関係にある場合
      - b 児童生徒が、学校内外において粗暴行為等を行う非行集団の構成員である場合
      - c 対象となる児童生徒の影響が他の児童生徒に及ぶ場合
      - d 同一問題行動に関わる対象の児童生徒が複数に及ぶ場合
      - e その他児童生徒が犯罪、不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなど、ぐ犯性がある場合
    - イ 学校から警察への連絡
      - (ア) 薬物乱用事案、重大な暴行事案、恐喝等の事案
      - (イ) 校外の者から被害を受けていると思われる事案
      - (ウ) 次に掲げる場合など、悪質、重大な犯罪に発展するおそれのある事案
        - a 児童生徒が、非行集団に参加する、又は参加しようとしている場合
        - b 児童生徒が、不良行為を繰り返し、学校・保護者の指導に従わない場合

#### 2 情報提供の対象者

本制度に基づく情報提供の対象者は、県内に所在する県市町村立及び私立の高等学校、中学校、小学校、特別支援学校に在籍する20歳に満たない児童生徒とし、住居地は問わない。

#### 3 保護者との連携

学校に対して問題行動情報を提供する場合は、当該児童生徒の保護者に事前説明を行うなど理解と協力を求める。

#### 4 連絡責任者等

対象事案を取り扱った警察署長を連絡責任者とし、情報提供は、連絡責任者又は連絡責任者が連絡担当者として指名した者が、校長又は校長が連絡担当者として指名した者に対して、面接又は電話により行う。

## 5 情報提供の内容

事案の概要及び対象事案に係る児童生徒個人の情報を含むもの並びに関係する児童生徒の問題行動及び被害の未然防止に関するものとする。

## 6 情報提供の方法

- (1) 問題行動情報を連絡する場合は、当該問題行動を処理した警察署の連絡担当者が、学校連絡票（別記様式）を作成して警察署長の決裁を受けた後、連絡する（学校連絡票の写し等を交付しないこと）。
- (2) 機動警察センター長及び高速道路交通警察隊長は、本制度の情報提供対象事案に該当する交通違反又は交通事故を処理した場合は、警察本部少年課長に連絡する。
- (3) 他警察署管内の学校に在籍する児童生徒についての問題行動情報を連絡した場合は、当該児童生徒が在籍する学校を管轄する警察署に学校連絡票の写しを送付する。

## 7 情報提供の時期

### (1) 安全情報

原則として、認知後、速やかに連絡する。

### (2) 問題行動情報

#### ア 逮捕事案及び身柄通告（触法、ぐ犯）事案

原則として、逮捕又は身柄を確保した後、速やかに連絡する。

#### イ ア以外の非行事案等

(ア) 通常送致事件、簡易送致事件、触法事案及びぐ犯送致事案は、原則として、送致又は通告した時点で連絡する。ただし、捜査未了又は送致・通告前であっても連絡することが少年の健全育成上必要と認められるときはこの限りではない。

(イ) 不良行為、交通違反等及びその他については、原則として、その都度連絡する。

## 第5 保秘の徹底

相互に提供された情報については、個々具体的な個人情報であることから、秘密保持に十分留意し、本制度の目的と趣旨を逸脱した取り扱いをしない。

## 第6 相互連絡における配意事項

### 1 各部門間の連携と正確な連絡

本制度の対象事案は、生活安全部門に限らず、刑事・交通等他部門にも及んでいることから、警察署少年担当課長に情報を集約できるよう連携体制を確立すること。なお、情報提供に際しては、内容を精査して、正確な連絡に努めること。

### 2 適正な処遇

本制度の基本となる協定書には、学校は、本制度の趣旨を踏まえ、真に教育効果のある適正な指導を行うことが明記されているが、児童生徒の処遇については教育現場の管理権に及ぶものであるので、言動に十分注意してトラブルの発生防止に努めること。

### 3 適切な事後措置

本制度の運用により、連絡対象児童生徒の再非行防止と健全育成を期するため、適切な事後措置がとられるよう学校との連携を一層強化すること。

## 第7 報告等

- 1 上記第4.1.(2).アの問題行動情報を学校に連絡した警察署長は、その都度、学校連絡票の写しを警察本部少年課長に送付すること。
- 2 本制度についての苦情等については、警察本部少年課に速報すること。  
附 則（令和7年4月1日付け務第266号）  
この通達は、令和7年4月1日から施行する。

【別記様式省略】